

都市計画課・緑地事業課と藤巻町自治会との意見交換会議事要旨 付属

2019.11.1 13:30～14:45 於：西庁舎 3F 会議室

出席者 都市計画課（小林主査 中野技師、二村技師） 緑地事業課（長崎係長、中村係長、平山主事）
藤巻町 池田会長 岡田副会長 岩瀬会計 山田会計監査

【Ⅰ】 藤巻町より意見交換会の趣旨と藤巻町の近況説明 （池田会長 岡田副会長補足）

- ・本年 2 月の第 2 次整備プログラムの地区説明会で、細部の懸案事項について、別途協議させて頂きたいと申し出ていたが、担当部署での作業がどの程度進んでいるのか？の確認とその後の藤巻町の喫緊課題への対処の説明が本日の意見交換会をお願いした趣旨である。
- ・生活上の喫緊課題として、当面解決の見通しがつかない荒廃が著しい私道の応急修理を自治会の積立金を活用して応急対応整備活動事業として行うことを決意し、まず優先度の高い 3 本の道路の簡易整備を行った。（先日の台風や大雨でも、おおむね補修効果は維持されていた。）
- ・応急補修であるので、耐用年数は“数年”を期待しているもので、その間に市との連携による展望を開きたいと考えている。

【Ⅱ】 個別の問題点に対する質疑応答

- ・「第 2 次整備プログラム」の「区域」線引きの現在の都市計画課案が提供された。
- ・市は今年度中に藤巻地区の削除検討区域を対象にした地権者への説明会を開催するべく準備中。
- ・境界線引きに関して、特にこれから問題になると思われる点を列挙しておきます。
 - i 大半が削除検討区域である 13 組の東側と南側の私道（新池沿い通路、14 組の境界にある樹林傾斜地下部と住宅地との境界通路）は、削除検討区域とされ公園事業の対象外とされている。
 - ii 現在、藤巻町内の樹林区域と宅区域を結ぶ幹線通路として使用されている私道の一部は宅地としての私有地・借地対応区域（私有地と公有地）・公園事業中の区域に分かれており、今回の宅地部分の削除検討区域化でさらに複雑になっている。
 - iii 明らかに削除検討区域の住宅が樹林・農地と同筆区画のため借地対応区域となっている箇所もある。（これに関しては分筆をされるなら分けて指定もできると都市計画課は回答した）
 - iv 高針荒田地区等の都市計画公園外区域との境界にある私道については、すでに都市計画公園から外されておりこれらの公園事業による買収はない。（公図・登記事項要約書での再確認必要）

【Ⅲ】 その他の意見交換

- i 「原則として、今後、公園事業対象とならない土地の住宅は道路に面している必要があるため、その道路用地となるだろうという土地は都市計画公園から削除されるのは当然」というのが行政の見解である。正式に公園になるまでは、通行路として使用できるようにすることを要望中。
- ii 借地対応区域内の通路は、オアシス事業で現実的な解決を急ぎたい。具体的な対応策を別途意見交換することにしていく。都市計画削除区域の「先行取得地の扱い」、「問題ある私道への今後の対応」についても別途相談が必要になる。
- iii オアシス事業で施策を進めるなかで、そこに存在する散策路は公園であり車の通行ができないのでは藤巻町は維持できない。「道路認定を残すことによって道路として利用する扱いは可能である」ことだけは確認された。
- iv 新池の借地対応の事業については、水面そのものの事業はありえない。ただ新池沿い道路の危険性の除去については何らかの対応が必要と行政も認識している様子で、今後も意見交換を続けることにした。
- v 借地対応区域の公有地からの水流で宅区域や通路に浸水し崩壊を招いているのでオアシス事業と関連して対処することも今後の意見交換の議題である。
- vi 藤巻トンネルの上部、すでに公園事業着手中の整備の終了を急ぐこと、特にトラ囲いを早期に公園にふさわしい形にすることについて、東山公園も含めて今後話し合いを続けることにした。なおその際 1～2 丁目境界道路は道路認定された道路として通行できるような処置を考える。

この後（14 時 50 分～16 時）「まちづくり企画課」担当者とも同課が来年 2 月に開催予定の「地まちキャンパス」（地域マネジメントに関する内容）について意見交換会を行った。